回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和5年 (2023) 7.1 文月 (N0,357)





メール・アドレス <u>hi-perda@shine.tnc.ne.jp</u> <u>URL http://www.hi-perda.com</u>

"気づきが自分を変えていく"傾聴訓練研修・メンタルヘルス研修 お請けします!"

社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング:労働保険事務組合静岡経済協会:静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 活き活き

SMOKING Thank You

しごとより いのち ・人柄とやる気と能力で雇用 ・なくそう受動喫煙

文月 (ふみづき) 稲の穂が実る月 (穂含月: ほふみづき) (静岡県民手帳) お盆は、先祖の霊が訪れる七月十三日に、盆提灯や灯篭などの迎え火を灯して迎える。地方によってはきゅうりとなすに割り箸などをさして見立て、ご先祖を乗せて迎える精霊馬をつくる。(日本の七十二候を楽しむより)



令和5年度 全国安全週間

スローガン 『**高める意識と安全行動 築こう みんなのゼロ災職場**』 **<7月1日から7月7日まで>**

「人命尊重」を基本理念に「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的としている。近年の労働災害の傾向は、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因するケガや墜落・転落などの死亡災害が多く、依然後を絶たない状況にある。

✔労働条件明示のルールが変わる(2024年4月1日より)

<以下の4項目が来年4月1日から変わりますが、早いうちからの対応をお勧めします。>

1. 就業場所・業務の変更の範囲の明示(すべての労働者に)

すべての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、①「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、②これらの「変更の範囲」についても明示が必要になる。

*「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲をいう。

2. 更新上限の明示(有期契約労働者に)

有期労働契約の「締結と契約更新のタイミングごと」に、更新上限(有期労働契約の通算契約期間・更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になる。

- *下記の場合は、有期労働者に**あらかじめ**、行う**前に**説明する必要があります
 - i 最初の契約締結より「後に」更新上限を新たに設ける場合
 - ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を**短縮する**場合
- 3. 無期転換申込機会の明示(有期契約労働者に)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になる。

4. 無期転換後の労働条件の明示(有期契約労働者に)

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になる * 「均衡を考慮した事項の説明」 ⇒無期転換後の賃金等の労働条件を決定する際は、他の通常の労働 者 (正社員型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者) とのバランスを考え、業務の内容・責任の程度・異動の有無・範囲などについて、有期雇用労働者に説明するよう努める必要がある。

✓ 労基署の書類送検事案(労働新聞社:労働新聞より)

*倉庫内で墜落事故 作業床に手すりを設けず/大阪・羽曳野労基署(令和5年3月29日送検)

令和4年12月に、高さ2メートル以上の作業床の端に手すりなどを設けずに作業を行わせ、労働者が3.19メートルの高さから墜落し死亡した。ガス関連機器の設置・販売業の株式会社サンク(大阪府大阪狭山市)と同社取締役を労働安全衛生法第21条(事業者の講ずべき措置等(高さ2メートル以上の作業床で作業を行わせる際の墜落防止措置の義務))違反の疑いで大阪地検に書類送検。

(墜落=航空機や高所に居た人などがバランスを失い空中を落下すること、転落=転がり落ちること)

*年次有給休暇の時季指定怠る 労働者全員が未取得/茨城・龍ヶ崎労基署(令和5月10日送検)

平成31年4月1日~令和4年3月31日の期間において、年10日以上の年次有給休暇が付与されている労働者に対して、年5日間の時季指定を怠った疑い(労働基準法第39条(年次有給休暇))違反と、また、労働者2人が退職前に申請・取得した年次有給休暇について、賃金を支払わなかった(労働基準法第24条(賃金の支払い)違反)として、飲食業の有限会社とむとむ(茨木県北相馬郡)水戸地検土浦支部に書類送検した。同社は、県内で複数のコーヒー店を運営、パートタイム労働者を含む60人以上の労働者がおり、そのうちの年次有給休暇10日以上の労働者に対して5日の時季指定を怠り取得させなかった。平成31年4月からすべての企業で、年10日以上の年次有給休暇付与労働者に対して、年5日取得の時季指定が義務になっている。

✔ S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン (期間: 5月1日~9月30日) *危険サイン!・立ちくらみ・筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感、工具を落とす、転倒する、言動がおかしい、すぐに受診。*対策!①暑さ指数を把握、②涼しい休憩場所(氷・おしぼり・シャワー)の確保、③緊急搬送の病院を把握、④暑熱環境に慣れるため、暑熱順化の期間を設ける、⑤自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を取る、⑥透湿性・通気性の良い服・帽子着用、

⑦睡眠不足など健康状態に配慮、②熱中症の予防教育、②身体を冷却する流動性の氷状飲料など準備

✔最低賃金の目安額を示す、都道府県の区分を4区分から3区分に変更 現在のランク区分を4区分(ABCD)から3区分(ABC)に変更する。静岡県はBランクです。令和 5年10月の改定額の答申から適用する見込み。

「遠き慮(おもんばか) り無ければ 必ず近(ちか) き憂い 有り」 もし、眼前の安さになれて、さきざきのことや、縁遠く思えるようなことまでよく考えて おかないと、必ず、足もとから心配なことが起こる。(論語のこよみ: 會津藩日新館)



☆トラックドライバーの残業時間の削減 発荷主・着荷主のそれぞれへの配慮が過重労働を防ぐ☆転倒事故を防ぐには、「ぬかづけ」の徹底を!「人間は転ぶ」

☆6 ○時間(1ヶ月)を超える時間外労働の割増率は5 ○%!

☆2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務! ☆高額療養費「限度額申請」を! ☆パート・アルバイト社会保険加入義務化:51 人以上(令和6年10月より)

☆車到山前必有路(くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり)(進めば 必ず 道開く)

6月1日現在: **静岡県人口 3,559,529 人**(前月比 931 人減): 内訳: 自然動態 2,201 人減(出生 1,687 人・死亡 3,888 人)、社会動態 1,270 人増(転入 12,025 人・転出 10,755 人): 世帯数 1,512,302 世帯(1,447 世帯増): **静岡市人口 678,969** 人(前月比人 89 人減): 世帯数 301,732(276 世帯増)